

国民健康保険

届け出が遅れると思わぬ負担が！

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の加入意思にかかわらず、また、お医者さんにかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税も同時に、加入義務の生じた月からさかのぼって課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになると、大きな負担となります。また、就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格が無くなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日その医療費を返還することになり、一度に多額の負担となる場合もあります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようお願いします。

このような人も手続きを

被用者保険(政府・組合健康保険や共済組合など)に加入している人の被扶養者で、加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保へ加入しなければならない人は、届け出が必要となります。

65歳以上75歳未満の人であれば、申請により新たに発生する国保税の負担を緩和する減免が受けられます。

保険者が発行する資格喪失連絡票、写真付き身分証明書(代理人が届け出をする場合は委任状)を持って保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課で手続きをしてください。

こんなときは14日以内に届け出を

	事 由	届け出に必要なもの
国保に加入する	ほかの市区町村から転入してきたとき	写真付き身分証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、写真付き身分証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、世帯主の通帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、写真付き身分証明書
国保をやめる	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、パスポート
	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険などの両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、葬祭証明書、印鑑、喪主の通帳
そのほか	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が合併、分離したとき	保険証
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、写真付き身分証明書

- 写真付き身分証明書とは、住基カード、運転免許証、パスポートなど官公署交付のものをいいます
- 国保をやめる場合、高齢受給者証の交付を受けている人は併せてお持ちください
- 世帯主に変更が生じた場合は、必ず加入世帯員全員の保険証をお持ちください

4月から国民健康保険制度が一部改正

今回の改正は、高齢化に伴い医療費が増大する中、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにするため、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。主な改正内容は次の通りです。くわしくは広報なりた5月15日号でお知らせします。

- 特定検診・特定保健指導がスタートします
- 葬祭費の支給額が10万円から5万円へ変更されます
- 国民健康保険税の税率が変更されます
- 65歳以上の国保被保険者の保険税の年金天引き(特別徴収)が10月から始まります

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金保険料が4月から14,410円に引き上げられます。現金払いでの前納を希望する人は、4月に社会保険庁から郵送される納付書で4月30日(水)までに最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)へ連絡してください。

学生納付特例制度 卒業してから保険料を後払い

学生で国民年保険料を納められない人は、在学期間中の保険料納付が猶予され卒業してから後払い(追納)

ができる「学生納付特例制度」を利用できます。今年度からその申請方法が一部変更になりました。はがき形式の申請書が社会保険庁から届いた人で学校などの変更がない人は、必要事項を記入して投かんしてください。そのほかの人は、年金手帳、学生証(写しでも可、有効期限が裏面に記載されているものは裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所市民福祉課で手続きをしてください。申請は毎年度必要です。